様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2024年8月30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） しゃーぷふぁいなんす  一般事業主の氏名又は名称 シャープファイナンス株式会社  （ふりがな） たきざわしょういちろう  （法人の場合） 滝澤　正一郎  住所　〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1番地1  　　　　 住友不動産麹町ガーデンタワー  法人番号　4120001005486  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | シャープファイナンスのＤＸ戦略 | | 公表日 | 2022年7月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  https://www.f-sfc.co.jp/corporate/dx/ | | 記載内容抜粋 | 公表文書序文「シャープファイナンスが目指すＤＸ」に記載  ベンダービジネスにおける新たなニーズに対応していくため、デジタル技術を上手く活用していくことが経営課題。  当社の基本方針「ベンダービジネスのその先へ」実現のため「ＤＸを通じた経営インフラ高度化による業務品質・生産性の飛躍的拡大」を主要施策に掲げＤＸを推進する。  具体的にはデジタル技術を活用した「ビジネスモデルの変革」と「業務プロセスの変革」を継続的に実現していくことでお客様への付加価値提供を目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会における決定に基づき公開 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | シャープファイナンスのＤＸ戦略 | | 公表日 | 2022年7月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  https://www.f-sfc.co.jp/corporate/dx/ | | 記載内容抜粋 | 公表文書「１．シャープファイナンスのＤＸ戦略」に記載  以下の2つの戦略を軸に展開します。  (1)当社の主業であるベンダービジネスのデジタル化推進  (2)新しいビジネスやサービス創出のための社内デジタル  化推進  具体的には、6つの方策に取り組みます。  ①データドリブン戦略の定着化  ②電子契約システムの稼働率向上  ③諸変更手続きのオンライン化構想  ④次世代与信システムの構想検討  ⑤業務のデジタル化推進  ⑥生成AIを活用した業務効率化の企画・展開 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会における決定に基づき公開 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表文書「３．ＤＸ戦略推進体制」および「４．ＤＸ戦略の推進に必要な人材の育成と確保について」に記載 | | 記載内容抜粋 | 組織的にＤＸ戦略を推進するため、2021年4月にＤＸ戦略企画部を立上げ、経営者の指示のもと、ＤＸ戦略の方向性共有と具体的戦略の擦り合わせのために定期的にＤＸ戦略会議を実施。  ＤＸ戦略企画部は、当社が直面する社内外の課題を抽出し、課題に関連する本社各部門と連携しながらデジタル技術を使った解決策を検討。検討事項は、ＤＸ戦略会議にて経営幹部と議論し、会社としての方向付けを機動的に行う体制を構築。  併せて、現在の従業員に対して、必要なデジタルスキルを習得させるための研修や教育プログラムを実施。企業全体で必要なスキルを体系的に整理するとともに、データドリブン戦略の定着化実現を図る。  (１)データドリブン戦略実施による営業本部のデータ  　　利活用率100％  (２)電子契約導入拡大に伴うデジタル対応担当者300名  (３)DX関連資格保有数100名 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表文書「５．ＩＴシステム・デジタル技術活用環境の整備について」に記載 | | 記載内容抜粋 | 長期的な視点でレガシーシステム化している基幹システムの刷新を検討する。  まずは、ＤＸ推進のための迅速な意思決定に必要となる、システム面での柔軟で機動的な対応ができる環境を実現するため、当社独自のネットワーク基盤の構築を行い、その後、基幹システムの改善の検討のためシステムのあるべき姿を模索。  ［補足］  2023年に当社独自のネットワーク基盤を構築。現在は、基幹システムの改修を行っている。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | シャープファイナンスのＤＸ戦略 | | 公表日 | 2022年7月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  https://www.f-sfc.co.jp/corporate/dx/ | | 記載内容抜粋 | 公表文書「２．ＤＸ戦略の達成度を測るための目標」に記載  設問(2)に記載の方策①～⑥を着実に進めていくことで、戦略(1)「ベンダービジネスのデジタル化推進」と戦略(2)「新しいビジネスやサービス創出のための社内デジタル化推進」を実現し、その結果として業務効率化によるコスト削減と新たなビジネス創出による収益力向上を図って参ります。  コスト削減及び収益力向上の達成度を測るため、中期計画最終年度（2026年度）に目標とする指標を以下の通り設定。  （１）ROA　2.19％  （２）粗利経費率　43.8％  （３）WEB与信申込比率　60％ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年7月28日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイトにて発信  https://www.f-sfc.co.jp/corporate/dx/  公表文書「１. シャープファイナンスのＤＸ戦略」および「６．現時点でのＤＸ戦略の推進状況」に記載 | | 発信内容 | 戦略の推進状況及び当社として目指すべきことについて、以下内容を当社代表取締役社長滝澤正一郎名で発信。  経営課題である「ベンダービジネスの劇的な進化」を念頭に、様々なテーマの検討を着実に推し進めている旨発信。  戦略の進捗状況としては、2022年4月にベンダービジネス推進のための基幹システムである「SPEEDⅡ.Webシステム」を、ビジネスモデル革新を目指し全面リニューアルしました。ご利用いただくお取引店さまのシステムユーザビリティに徹底的にこだわり、機能面、操作性、デザインを進化させるべくシステム開発を実施しましたが、この開発をきっかけに、将来的には「ＷＥＢ完結型のコミュニケーションの実現」を目指しています。  ［補足］  　また、お取引さまやお客さまの契約締結手続きにおける負担を軽減すべく、2023年10月から電子契約システムの本格運用を開始するなど、ベンダービジネスにおけるデジタル化の推進に引き続き取り組んで参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年6月 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 業務内容によって、シャープファイナンス独自のインフラと、シャープインフラを使い分けている。  　シャープファイナンス独自インフラについては、情報セキュリティ委員会を組成し、定期的にセキュリティ対策を実施している。  具体的な対策としては、パソコン、サーバへのセキュリティパッチ適用、ＥＤＲ等のセキュリティツールの導入・監視、ＩＰＡ、ＪＰＣＥＲＴなどからの情報収集およびその対策の実施、社員へのセキュリティ教育の実施等を行っている。監査は年に1度のＦＧＬグループのシステム監査などで実施の証跡を提出している。  　シャープインフラについては、シャープグループ統一基準に基づき、シャープグループ各社に情報セキュリティ本部統轄責任者（社長）、情報セキュリティ管理責任者（システム部門長）、情報セキュリティ管理者を設置し、サイバーセキュリティ対策の実施状況を管理している。  具体的な対策として、情報セキュリティ対策の実施状況確認を目的に、情報セキュリティ管理責任者の指示のもと、毎年度1回（上期）、社内のパソコン・サーバーに対して「資産棚卸」「全社共有セキュリティツールによる適切なセキュリティレベル維持」「ウイルス対策ツール導入状況とパターンファイル更新」を実施している（内容を改善しながら毎年度実施）。上記対策の実施状況については、情報セキュリティ管理責任者が各社の点検結果をシャープに報告の上、シャープが自己点検結果の信憑性確認のため、毎年度下期に現地確認を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。